

平成 30 年度

東大阪市包括外部監査結果報告書
【概要版】

〔外郭団体に係る財務に関する事務の執行について〕

平成 31 年 3 月

東大阪市包括外部監査人
公認会計士 石崎 一登

目次

第1 包括外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件（テーマ）	1
3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由	1
4. 監査対象年度	2
5. 監査の方法	2
(1) 監査の視点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査の対象	3
6. 監査の実施期間	3
7. 補助者	3
8. 利害関係	3
第2 監査対象の概要	4
1. 市における外郭団体の概要	4
2. 監査対象とした外郭団体	5
3. 市における外郭団体の見直しに係る取組み	7
(1) 概要	7
(2) 東大阪市外郭団体の見直し方針（平成18年3月）	7
(3) 東大阪市外郭団体統廃合等方針（平成20年9月）	7
(4) 公益法人制度改革への対応	8
(5) 外郭団体の変遷	8
(6) 外郭団体に関する市の要綱、要領等	10
4. 平成29年度における市の外郭団体への関与状況	11
(1) 財政的関与の状況	11
(2) 人的関与の状況	12

第3 監査の結果及び意見	13
1. 監査の結果及び意見の総括	13
2. 監査の結果及び意見の概要	14
(1) 監査対象に係る共通的事項	14
(2) 各外郭団体に係る事項	17
① 公園環境協会	17
② 社会福祉事業団	24
③ 文化振興協会	28
④ 再開発会社	37
⑤ シルバー人材センター	40
⑥ ツーリズム振興機構	42

(注：本報告書の表記方法について)

○端数処理等について

報告書中の数値は、原則として、金額の表示単位未満については切り捨て、比率の表示単位未満については四捨五入しており、端数処理の関係で表中の合計が合致しない場合がある。

また、公表されている資料等を使用している場合には、原則としてその数値をそのまま使用している。

○元号の表記について

本報告書作成時点（平成 31 年 3 月）においては、新元号が定められていないため、平成 31 年 5 月以降の元号については「平成」と西暦を併記している。

第1 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第4項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件（テーマ）

外郭団体に係る財務に関する事務の執行について

3. 特定の事件（テーマ）を選定した理由

東大阪市（以下「市」という。）では、市が出資（出えん）又は財政的援助、あるいは派遣等人的援助を行っている9法人（平成29年度末現在）を外郭団体と位置づけており、各外郭団体は、公の施設の管理をはじめ、市民サービスの供給において市行政の補完的な役割を担うべく、柔軟で多様な事業展開を行っている。

一方、外郭団体については、指定管理者制度の導入など様々な社会経済環境の変化への対応が各地方公共団体における共通的な課題となっており、市においても、平成18年3月に「東大阪市外郭団体の見直し方針」（以下「見直し方針」という。）、平成20年9月に「東大阪市外郭団体統廃合等方針」（以下「統廃合等方針」という。）を策定し、外郭団体の存廃の検討を含めた取組みが行われてきた。

統廃合等方針の策定から約10年が経過した現在、統廃合等方針に基づく外郭団体の統廃合は一段落した状況となっている。このような状況の中で、統廃合等方針に基づく取組みの総括を行うとともに、統廃合等方針策定後の環境変化への対応が十分に行われているか検討することは、市の今後の行財政運営にとって有用であると考えます。

また、市では、平成29年度において、外郭団体の経費を賄う財源の一部として、2,766百万円の委託料（指定管理料を含む）、546百万円の補助金を支出するなど、少なからぬ負担を行っており、外郭団体が担う事業の経済性、効率性、有効性についても十分に意を用いなければならない。加えて、公の施設の指定管理者である外郭団体の経営は、当該公の施設そのもののあり方や市が選択する指定管理者の選定の手法によっても、重要な影響を受けることとなる。

以上のことから、「外郭団体に係る財務に関する事務の執行について」を監査テーマ（特定の事件）として選定することとした。

4. 監査対象年度

原則として、平成 29 年度

(必要に応じて平成 28 年度以前の各年度及び平成 30 年度についても対象とした。)

5. 監査の方法

(1) 監査の視点

① 各外郭団体の所管課（室）及び各外郭団体における監査

- ・各外郭団体に係る財務に関する事務の執行及び各外郭団体における出納その他の事務の執行は関係する法令や条例等に基づき適切に行われているか。
- ・各外郭団体による事業の実施方法は市の施策を推進するにあたって、最適なものが選択されているか。
- ・市と各外郭団体は十分に連携し、各外郭団体の方向性について認識を共有しているか。

② 各外郭団体の所管課（室）における監査

- ・各外郭団体に対する市によるモニタリングは有効に機能しているか。
- ・外郭団体のあり方と指定管理者制度の関係性について十分な検討を行っているか。

③ 各外郭団体における監査

- ・各外郭団体におけるガバナンス体制は有効に機能しているか。
- ・市からの委託料又は補助金を財源とする事業は、経済性、効率性、有効性の観点から合理的かつ適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

① 各外郭団体の所管課（室）における監査

- ・各外郭団体の所管課（室）において、外郭団体の事業内容、経営状況、市の人的、財政的関与の状況等について、質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ・各外郭団体の所管課（室）における外郭団体に対するモニタリング及び外郭団体の見直しに向けた取組みの状況について、質問及び関連資料の閲覧を行う。

② 各外郭団体における監査

- ・各外郭団体において、市からの委託料又は補助金を財源とする事業に係る事務の執行が適切に行われているか、質問及び関連資料の閲覧を行う。
- ・各外郭団体における見直しに向けた自主的な取組みの状況について、質問及び関連資料の閲覧を行う。

(3) 監査の対象

- ・平成 29 年度末現在の外郭団体及び当該外郭団体の所管課（室）
- ・経営企画部行財政改革室

ただし、平成 29 年度及び平成 30 年度の監査委員監査又は包括外部監査の対象となった法人は除く。なお、市の出資比率が 4 分の 1 未満の法人については、補助金及び委託料の執行に係る事務に限る。

監査の対象とした外郭団体及び当該外郭団体の所管課（室）は表 1 のとおりである。

【表 1】 監査の対象とした外郭団体及び当該外郭団体の所管課（室）

名称	所管課（室）	備考
公益財団法人 東大阪市公園環境協会	建設局都市整備部公園管理課	
社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	子どもすこやか部子ども家庭課	
公益財団法人 東大阪市文化振興協会	人権文化部文化国際課	
東大阪再開発株式会社	建設局都市整備部市街地整備課	
公益社団法人 東大阪市シルバー人材センター	経済部労働雇用政策室	※1
一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構	経営企画部企画室	※2

(注) ※1 補助金及び委託料の執行に係る事務に限る。

※2 委託料の執行に係る事務に限る。

6. 監査の実施期間

平成 30 年 7 月 3 日から平成 31 年 3 月 25 日まで

7. 補助者

公認会計士 加藤 聡
公認会計士 金 志煥
公認会計士 道幸尚志
公認会計士 野田敏男
公認会計士 福原顕憲
公認会計士 山崎愛子
公認会計士 脇山侑典

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 監査対象の概要

1. 市における外郭団体の概要

市では、「東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱」（以下「外郭団体系要綱」という。）において、市が運営に関する指導及び調整等を行うべき法人を「外郭団体」としている（表2参照）。

【表2】外郭団体一覧（平成29年4月1日現在）

	名称	法人区分	出資金等 (市出資額)	市出資比率
1	社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	社会福祉法人	600千円 (-)	0.0%
2	公益財団法人 東大阪市学校給食会	公益財団法人	4,600千円 (3,000千円)	65.2%
3	公益財団法人 東大阪市公園環境協会	公益財団法人	1,000千円 (1,000千円)	100.0%
4	社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	社会福祉法人	5,000千円 (5,000千円)	100.0%
5	公益社団法人 東大阪市シルバー人材センター	公益社団法人	- (-)	0.0%
6	公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構	公益財団法人	194,000千円 (130,000千円)	67.0%
7	公益財団法人 東大阪市文化振興協会	公益財団法人	100,000千円 (100,000千円)	100.0%
8	東大阪再開発株式会社 (注)2	株式会社	1,000,000千円 (355,000千円)	35.5%
9	一般社団法人 東大阪ツーリズム振興機構	一般社団法人	8,200千円 (2,000千円)	24.4%

(注) 1. 清算中の法人を除く。

2. 東大阪再開発株式会社の出資金等の残高には、旧東大阪再開発株式会社及び旧東大阪市駐車場整備株式会社の設立時の市の出資額の合計を記載している。

2. 監査対象とした外郭団体

表2の外郭団体のうち、表3の3法人については、平成29年度及び平成30年度の監査委員監査又は包括外部監査の対象となっている。

これらの法人については、「第1 包括外部監査の概要 5. 監査の方法 (3) 監査の対象」に記載したとおり、監査の対象から除外した。

また、市の出資比率が4分の1未満の法人については、補助金及び委託料の執行に係る事務に限り、監査の対象とするものとする。

【表3】 監査委員監査又は包括外部監査の対象となった法人

名称	備考
公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構	監査委員監査（平成29年度）
社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	監査委員監査（平成30年度）
公益財団法人 東大阪市学校給食会	包括外部監査（平成29年度）

監査の対象とした外郭団体及びその設立目的をまとめると、表4のとおりである。

【表4】 監査の対象とした外郭団体の概要

名称	法人の設立目的	備考
公益財団法人 東大阪市公園環境協会	東大阪市の緑化推進及び公園、緑地、街路樹等の保全と利用促進する事業を通して、市民の緑化意識の高揚と緑化活動支援を行うとともに、東大阪市におけるし尿収集運搬事業等の公共公益性を確保し、能率的かつ総合的な運営を推進することにより、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。	
社会福祉法人 東大阪市 社会福祉事業団	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。	
公益財団法人 東大阪市文化振興協会	東大阪市において文化芸術及びスポーツ・レクリエーション活動の振興を図るとともに、郷土の文化遺産に関する調査研究の成果を公開普及し、あわせて地域文化活動の育成とふるさと意識の高揚に努め、もって地域の文化の向上と活力のある地域社会の形成に寄与することを目的とする。	
東大阪再開発株式会社	布施駅北口交通広場地下駐車場の建設・管理及び再開発ビル内地下駐車場の取得・管理並びに布施駅前市街地再開発事業により建設された商業施設や居住空間施設の良好な維持管理を目的とする。	

名称	法人の設立目的	備考
公益社団法人 東大阪市 シルバー人材センター	高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その就業を援助して、これらの者の生きがいの充実、社会参加の推進を図ることにより、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。	※1
一般社団法人 東大阪 ツーリズム振興機構	従来観光の枠に捉われず、東大阪市内外の資源を広く活用し、地元関連事業者や市民等と連携して、ツーリズム振興を中心とした地域戦略を推進する。また、市の交流人口の増大と地域経済の発展に貢献し、市民の愛着や誇りを醸成し、豊かな地域社会の実現を目指すことを目的とする。	※2

(注) ※1 補助金及び委託料の執行に係る事務に限る。

※2 委託料の執行に係る事務に限る。

なお、本報告書においては、監査対象とした外郭団体の名称は、原則として、表5のとおり略記することとする。ただし、項目の表示などにおいては一部正式名称を付すこともある。

【表5】本報告書における外郭団体名称の略記

名称	略記
公益財団法人 東大阪市公園環境協会	公園環境協会
社会福祉法人 東大阪市社会福祉事業団	社会福祉事業団
公益財団法人 東大阪市文化振興協会	文化振興協会
東大阪再開発株式会社	再開発会社
公益社団法人 東大阪市シルバー人材センター	シルバー人材センター
一般社団法人 東大阪市ツーリズム振興機構	ツーリズム振興機構

3. 市における外郭団体の見直しに係る取組み

(1) 概要

市では、これまで、平成 18 年 3 月に見直し方針、平成 20 年 9 月に統廃合等方針を策定し、外郭団体の見直しに係る取組みを実施している。

なお、見直し方針では、外郭団体について、「東大阪市を活動の拠点とし、市が出資または財政的援助あるいは人的派遣等を行っている特殊法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、株式会社」と定義している。

(2) 東大阪市外郭団体の見直し方針（平成 18 年 3 月）

見直し方針は、指定管理者制度の導入ともあいまって、外郭団体に対する市の関与のあり方が厳しく問われ、自立的な法人運営が求められることを踏まえ、統廃合も視野に入れた取組みを進めようとするものである。

見直し検討期間は、平成 17 年度から平成 21 年度までの 5 年間とされ、平成 17 年度から平成 18 年度の 2 年間で集中見直し期間とすることとされており、見直しの進め方は次のとおりとされていた。

【見直し方針における見直しの進め方】

①法人の再検証

社会経済状況の変化を踏まえ、類似法人のグループ化により再度検証し、存立意義の薄れた法人の廃止を進めるとともに、必要な法人についてはより効果的な活用を検討していく。

②統廃合の推進

法人の再検証の結果を踏まえ、法人の統廃合を積極的に推進していく。

見直し方針の策定当時の外郭団体は、平成 18 年 3 月に解散した財団法人東大阪市文化財協会を含め 17 法人であった。

(3) 東大阪市外郭団体統廃合等方針（平成 20 年 9 月）

市では見直し方針に基づく具体的な取組みを進めていたが、平成 20 年 12 月の公益法人制度改革関連法¹の施行を前に、制度改革への対応に向けて、存廃を含めたあり方を点検し、今後の方向性を明確なものとするための方針として統廃合等方針が策定された。

統廃合等方針の策定当時の外郭団体は、財団法人東大阪市文化財協会と財団法人東大阪市開発公社の解散により、見直し方針策定当時から 2 法人減少し、15 法人であった。

¹ 次の 3 法を併せて「公益法人制度改革関連法」という。

- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
- ・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
- ・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

(4) 公益法人制度改革への対応

平成 20 年 12 月に施行された公益法人制度改革関連法のもとでは、旧民法第 34 条の規定に基づいて設立された特例民法法人は平成 20 年 12 月 1 日から平成 25 年 11 月 30 日までの 5 年間の移行期間内に、一般社団・財団法人として移行認可を受けるか、公益社団・財団法人として移行認定を受けるか、選択することが求められた。また、この期間内に移行認可申請又は移行認定申請がなされなければ、解散したものとみなされることとされた（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 46 条第 1 項）。

市の外郭団体における公益法人制度改革への対応については、統廃合等方針において、次のとおり記載されている。

【統廃合等方針（抜粋）】

国の行政改革の一環として公益法人制度改革関連 3 法が本年 12 月 1 日より施行され、本格的に公益法人制度改革が実施される。

本市の公益法人はこれまで主務官庁の許可を受け、公益を目的とした事業を行ってきたことから、公益法人制度改革後も引き続き公益を担う法人として公益認定を受け、公益社団法人・公益財団法人として活動することを目指す。

ただし、一般社団法人・一般財団法人として活動する方が法人運営の自由度が高いというメリットがあること、また、一般社団法人・一般財団法人であっても非営利型の法人として活動する場合は、原則非課税の優遇措置を受けることが可能なことから、本市の外郭団体においては公益認定を受けることを前提とするが、今後の情勢を見極めつつ非営利型の一般社団法人・一般財団法人として活動していくことについても柔軟に対応していくこととする。

このような方針のもと、市の外郭団体のうち、公益法人制度改革において、特例民法法人に位置づけられた法人は、解散した団体を除き、現在はすべて公益社団法人又は公益財団法人に移行している。なお、公益法人制度改革関連法の施行後に設立されたツーリズム振興機構は一般社団法人である。

(5) 外郭団体の変遷

市の外郭団体は、上記のように、見直し方針及び統廃合等方針に基づき、外郭団体の統廃合及び公益法人制度改革への対応を行ってきた。

そして、統廃合等方針に基づく統廃合と平成 28 年 10 月のツーリズム振興機構の設立により、平成 29 年 4 月現在の外郭団体は 9 法人となっている。

見直し方針の策定以降の市の外郭団体の変遷についてまとめると、表 6 のとおりである。

【表 6】 外郭団体の変遷

【平成 18 年 3 月「見直し方針」当時の外郭団体】：17 法人	
1	財団法人東大阪市開発公社
2	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
3	財団法人東大阪市学校給食会
4	財団法人東大阪市公園協会
5	財団法人東大阪市環境保全公社
6	東大阪市土地開発公社
7	財団法人東大阪市雇用開発センター
8	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
9	社団法人東大阪市シルバー人材センター
10	財団法人東大阪市文化財協会
11	財団法人東大阪市中小企業振興会
12	財団法人東大阪市施設利用サービス協会
13	東大阪市駐車場整備株式会社
14	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
15	社会福祉法人公共社会福祉事業協会
16	東大阪再開発株式会社
17	株式会社東大阪住宅公社
平成 18 年 3 月	財団法人東大阪市文化財協会 解散 (業務は財団法人東大阪市施設利用サービス協会へ引継ぎ)
平成 20 年 4 月	財団法人東大阪市開発公社 解散
【平成 20 年 9 月「統廃合方針」当時の外郭団体】：15 法人	
1	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
2	財団法人東大阪市学校給食会
3	財団法人東大阪市公園協会
4	財団法人東大阪市環境保全公社
5	東大阪市土地開発公社 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
6	財団法人東大阪市雇用開発センター
7	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
8	社団法人東大阪市シルバー人材センター
9	財団法人東大阪市中小企業振興会
10	財団法人東大阪市施設利用サービス協会
11	東大阪市駐車場整備株式会社
12	財団法人 東大阪市勤労者福祉サービスセンター
13	社会福祉法人公共社会福祉事業協会
14	東大阪再開発株式会社
15	株式会社東大阪住宅公社
平成 23 年 4 月	社団法人東大阪市シルバー人材センター 公益社団法人に移行
平成 24 年 2 月	財団法人東大阪市中小企業振興会・財団法人東大阪市勤労者福祉サービスセンター 統合 ⇒財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構が発足
平成 24 年 4 月	財団法人東大阪市公園協会 一般財団法人に移行
	財団法人東大阪市施設利用サービス協会 公益財団法人に移行 (名称を公益財団法人東大阪市文化振興協会に変更)
平成 25 年 4 月	財団法人東大阪市環境保全公社 解散 (業務は一般財団法人東大阪市公園協会へ引継ぎ)
	財団法人東大阪市雇用開発センター 一般財団法人に移行
平成 25 年 5 月	財団法人東大阪市中小企業振興勤労者福祉機構 公益財団法人に移行 (名称を公益財団法人東大阪市産業創造勤労者支援機構に変更)
平成 26 年 3 月	東大阪市土地開発公社 解散
平成 26 年 4 月	財団法人東大阪市学校給食会 公益財団法人に移行
平成 26 年 9 月	東大阪再開発株式会社・東大阪駐車場整備株式会社 合併
平成 27 年 4 月	一般財団法人東大阪市公園協会 公益財団法人に移行 (名称を公益財団法人東大阪市公園環境協会に変更)
平成 28 年 10 月	一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構 設立
平成 29 年 3 月	一般財団法人東大阪市雇用開発センター 解散
	株式会社東大阪住宅公社 解散
【平成 29 年 4 月現在の外郭団体】：9 法人	
1	社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会
2	公益財団法人東大阪市学校給食会
3	公益財団法人東大阪市公園環境協会
4	社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団
5	公益社団法人 東大阪市シルバー人材センター
6	公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構
7	公益財団法人東大阪市文化振興協会
8	東大阪再開発株式会社
9	一般社団法人東大阪ツーリズム振興機構

(6) 外郭団体に関する市の要綱、要領等

見直し方針及び統廃合等方針のほか、外郭団体の運営指導等に関する市の要綱、要領等には表7のようなものがある。

【表 7】 外郭団体の運営指導等に関連する要綱、要領等

区分／名称	策定又は直近改正	内容
【外郭団体の運営指導全般に関するもの】		
東大阪市外郭団体の運営指導等に関する要綱（外郭団定要綱）	平成 29 年 12 月	外郭団体の運営に関する指導及び調整等について必要な事項を定めるもの。
東大阪市外郭団体検討会議設置要綱	平成 30 年 10 月	外郭団体の全庁的な方針について検討し、外郭団体の法人運営について指導及び調整等を行い、もって外郭団体の効率的な法人運営を確保するために設置する検討会議について定めるもの。
【外郭団体に対する財政的関与に関するもの（補助金）】		
団体に関する補助制度運用基準	平成 20 年 11 月	団体に対する補助制度の運用について東大阪市補助金等交付規則を補完するものとして策定されたもの。外郭団体に対する運営費補助金に直接適用することを想定しているものではないが、一定の参考とすることは可能である。
【外郭団体に対する財政的関与に関するもの（指定管理）】		
外郭団体と指定管理者制度にかかる今後の方針	平成 25 年 5 月	指定管理者の選定は原則公募とする一方、非公募により外郭団体を指定管理者に指定する場合の一定の要件を定めたもの。
指定管理者制度にかかる運用要領	平成 25 年 8 月	平成 25 年 8 月に施行された東大阪市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例に対応した指定管理者制度への円滑な対応と効果的な運用を図ることを目的に制定されたもの。
【外郭団体に対する人的関与に関するもの】		
人的関与のあり方について	平成 24 年 5 月	市職員及び市退職職員が外郭団体役職員に就任するにあたっての人的関与のあり方について整理するもの。
東大阪市退職職員の公益法人等の役職員への就任基準（退職職員役職員就任基準）	平成 29 年 4 月	市退職職員が外郭団体の役職員に就任する際の基準を定めるもの。

4. 平成 29 年度における市の外郭団体への関与状況

(1) 財政的関与の状況

① 外郭団体に対する委託料・補助金の状況

外郭団体に対する平成 29 年度における市からの委託料及び補助金の支出の状況をまとめると、表 8 のとおりである。

【表 8】委託料及び補助金の状況

(単位：百万円)

団体名	委託料	補助金	合計
【監査対象団体】	2,288	42	2,330
公園環境協会	450	-	450
社会福祉事業団	1,155	-	1,155
文化振興協会	304	3	307
再開発会社	237	-	237
シルバー人材センター	67	38	106
ツーリズム振興機構	72	-	72
【監査対象団体以外】	478	504	982
合計	2,766	546	3,312

② 外郭団体事務局の設置に係る市有財産の無償使用

外郭団体事務局について、市有財産の無償による使用は、財政支出を伴わないものの、運営費補助の一形態とみなすことができる。

平成 29 年度において、無償により市有財産を使用している外郭団体事務局は、表 9 のとおりであるが、使用料又は貸付料を免除しない場合に徴収すべき金額は把握されていない。

【表 9】市有財産の無償使用による外郭団体事務局の設置

団体名	事務局所在地	区分
公園環境協会	水走四丁目 1-29	普通財産
社会福祉事業団	菱江五丁目 2-34	行政財産
シルバー人材センター	神田町 10-14	普通財産
	永和一丁目 15-2	普通財産
文化振興協会	荒川三丁目 28-21	行政財産
社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	高井田元町一丁目 2-13	行政財産
公益財団法人 東大阪市学校給食会	本庁舎 17 階（学校給食課横）	行政財産

(2) 人的関与の状況

平成 29年 9月 1日現在の外郭団体の役職員数と市の人的関与の状況は表 10のとおりである。

【表 10】 外郭団体の役職員数及び市の人的関与

(単位：名)

	役員			職員	
	合計	(うち、 市兼務)	(うち、 市OB)	合計	(うち、 市OB)
公園環境協会	12	(2)	(2)	63	(8)
社会福祉事業団	9	(1)	(3)	175	(0)
文化振興協会	11	(3)	(1)	41	(9)
再開発会社	11	(1)	(3)	112	(10)
シルバー人材センター	14	(0)	(1)	19	(0)
ツーリズム振興機構	5	(1)	(0)	3	(0)
社会福祉法人 東大阪市社会福祉協議会	17	(1)	(1)	125	(0)
公益財団法人 東大阪市学校給食会	8	(2)	(1)	4	(0)
公益財団法人 東大阪市産業創造勤労者支援機構	12	(2)	(1)	37	(1)
合計	99	(13)	(13)	579	(28)

第3 監査の結果及び意見

1. 監査の結果及び意見の総括

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の件数は表 11 のとおりである。

【表 11】 監査の結果及び意見の集計

(単位：件)

区分	監査の結果	意見	合計
(1) 監査対象に係る共通的事項	-	11	11
(2) 各外郭団体に係る事項			
①公園環境協会	12	15	27
②社会福祉事業団	8	9	17
③文化振興協会	22	12	34
④再開発会社	3	6	9
⑤シルバー人材センター	1	5	6
⑥ツーリズム振興機構	1	5	6
合計	47	63	110

2. 監査の結果及び意見の概要

本年度の包括外部監査における監査の結果及び意見の概要は以下のとおりである。なお、監査の結果及び意見の要旨を記載したものであり、詳細な内容については、報告書（本編）を参照されたい。

(1) 監査対象に係る共通的事項

監査の結果及び意見
<p>外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項</p> <p>外郭団体の範囲の明確化について【意見 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見直し方針では、外郭団体について、「東大阪市を活動の拠点とし、市が出資または財政的援助あるいは人的派遣等を行っている特殊法人、財団法人、社団法人、社会福祉法人、株式会社」と定義している。 ○しかし、どの程度の「出資または財政的援助あるいは人的派遣等」があれば外郭団体に位置づけられるのか、その量的基準は明確とはなっていない。 ○外郭団体に関する一定の客観性ある量的基準を外郭団体要綱等において明確化し、運営指導の対象を確定するとともに、必要な情報を公開する仕組みを構築することを検討されたい。
<p>外郭団体の態様に即した運営指導のあり方の検討について【意見 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○見直し方針及び統廃合等方針に基づく取組みにより、外郭団体の存廃を含めた見直しについては、一定達成されたものと考えられることから、今後は、外郭団体の自立性の向上に重点を置いた運営指導を行うこととすべきである。 ○統廃合等方針に基づく外郭団体の統廃合は、「外郭団体の自立的な法人運営」という目的を達成するための手段である。この目的を達成するために、存続することとされた外郭団体に対して、外郭団体の統廃合が一段落した現時点において、改めて自らの存在意義を明確化することを求めたい。 ○経営状況に特段の課題が見受けられない外郭団体については、市の運営指導を抑制的に実施することにより、かえって外郭団体の自立性が確保できるともいえる。よって、市に対しては、各外郭団体の取組みを注視しながら、各外郭団体の実態に即して、運営指導等の関与のあり方を検討することを求めたい。 ○このような外郭団体の実態に即した運営指導のあり方について、平成 30 年度に設置された「東大阪市外郭団体検討会議」において検討することとすべきである。
<p>外郭団体要綱における人事案件の事前協議について【意見 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体要綱第 5 条において、所管部長は外郭団体が同条に掲げられた法人の事業運営、財産管理及び人事に係る 10 項目の事項を行うとする場合は、事前協議を求めるとされている。 ○平成 29 年度中に外郭団体から行われた事前協議の内容を確認したところ、人事案件がほとんどであった。 ○人事案件について事前協議を求めることは、かえって外郭団体の市に対する依存を助長することにもつながりかねないため、外郭団体が自立的に法人を運営し、経営状態に特段の課題が見受けられないと評価できる段階に達した時点で、市としても人事案件の事前協議のあり方について見直すべきである。

監査の結果及び意見	
	<p>外郭団体要綱における運営等の指導に関する事項について【意見 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体要綱第 6 条に規定された事項について、所管部長は適切な指導または対処を行うこととし、毎年度、各事項の状況と指導・対処内容を経営企画部長へ報告するものとされているが、同条には、市が主体となって取り組むべき事項と外郭団体が主体となって取り組むべき事項が区分されずに列記されている。 ○現状、経営企画部長への報告に関しては、統一的な様式が定められていないとのことであるが、同条に規定された事項のうち、市が主体となって取り組むべき事項については、一定の様式を定めて文書化しておくことにより、事後的にも、運営指導の実施状況の検証が可能となる。 ○一方、外郭団体が主体となって取り組むべき事項については、いわば、市から外郭団体への助言事項であり、最終的には、外郭団体が自ら意思決定すべき事項であることを明確にしておく必要がある。
	<p>外郭団体における市 OB に対する役員報酬の基準について【意見 5】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市 OB が外郭団体の役員に就任した場合の役員報酬の基準については、市 OB が外郭団体の役職員に就任する際の基準を定めた退職職員役職員就任基準の第 4 条に規定されている。 ○役員報酬は各外郭団体が定める役員報酬支給基準に基づき支給されるが、結果的にその額は退職職員役職員就任基準に定められた報酬の限度額と概ね一致している。 ○本来、市 OB であるか、民間出身者であるかを問わず、法人の運営に最適な人物を役員に登用することは法人としての責務であり、その者の報酬額についても業務量や職責に応じて決定すべきである。一方、市においては、退職職員役職員就任基準の規定は市 OB に対する役員報酬が一定の金額となるよう誘導する趣旨ではないことを外郭団体に周知する必要がある。 ○今後、外郭団体への人的支援が縮小し、市 OB の外郭団体役員への就任が減少していくようであれば、報酬限度額の基準の必要性についても検討すべきである。
外郭団体に対する財政的関与に関する事項	
	<p>指定管理者制度と外郭団体のあり方について【意見 6】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理予定候補者の募集を公募化した施設については、指定期間の更新のたびに民間事業者との競争にさらされることになるが、仮に、ダンピングなど必要以上に低い価格によって民間事業者が指定管理者に選定されることになれば、施設におけるサービス水準が低下する可能性も否定できないし、指定管理者に選定されなかった外郭団体の経営にも極めて大きな影響を及ぼすことになる。 ○単なる価格競争に巻き込まれることを回避するため、募集要項に市が想定する指定管理料の参考価格を積算して記載するとともに、価格の評価においても参考価格の一定割合を下回る提案額については一律の評点とすることが考えられる。 ○指定管理者の選定において選外となった外郭団体が雇用する職員の処遇については、指定管理予定候補者の募集にあたり、現指定管理者の職員を継続雇用する場合には加点するなどの取扱いも考えられる。 ○指定管理予定候補者の募集を非公募としている施設に関しては、市は「市による外郭団体の総括的情報の公開について【意見 11】」で述べる情報提供の枠組みの中で、その理由を公表するなどして、説明責任を果たすことが求められる。

監査の結果及び意見	
	<p>外郭団体との委託契約について【意見 7】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託契約についても、随意契約は例外的な取扱いであり、外郭団体であることが、随意契約理由となるものではない。 ○外郭団体との随意契約については、原則として、競争入札への移行を検討する必要がある。 ○外郭団体との随意契約を継続する場合は、市は「市による外郭団体の総括的情報の公開について【意見 11】」で述べる情報提供の枠組みの中で、その理由について公表するなどして、説明責任を果たすことが求められる。
	<p>外郭団体に対する補助金に係る指針の策定について【意見 8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状では、市には、外郭団体に対する運営費補助金の交付についての考え方を整理した基準等は存在していない。 ○しかし、市が外郭団体の運営費を補助するのであれば、補助金の範囲や金額についての基本となる考え方や補助金支出の効果測定の手法など、一定の指針を策定することが必要である。 ○「団体に対する補助制度運用基準」の内容も勘案して、外郭団体に対する補助制度についても一定の指針を策定することが求められる。
	<p>外郭団体事務局の設置に係る市有財産の無償使用について【意見 9】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市では、外郭団体のうち 6 法人が事務局を設置するため、行政財産の目的外使用許可又は普通財産の貸付けを 7 件行っているが、いずれについても使用料若しくは貸付料を減免している。 ○しかし、減免しなかったとした場合に徴収すべき使用料若しくは貸付料の額は把握されていなかった。 ○市有財産の無償による使用は、財政支出を伴わないものの、運営費補助の一形態とみなすことができることから、徴収すべき使用料若しくは貸付料の金額を把握した上で、補助金の支出に準じて効果測定の対象とする必要がある。
外郭団体の方向性に関する事項	
	<p>中長期経営計画の策定について【意見 10】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○外郭団体は、市に比べて簡素な組織体制であり、多様な行政サービスの需要にも自らの判断で臨機応変に対応できるメリットがあると考えますが、外郭団体は、主体的に自らの将来計画を検討する必要はなく、市の意向に沿った運営を行っていればよいとの考え方から脱却しなければ、このようなメリットは十分に活かされないであろう。 ○現在、中長期経営計画を策定している外郭団体は存在していないが、各外郭団体が主体的に中長期経営計画を策定する必要がある。また、外郭団体要綱にもあるとおり、市はこのような外郭団体の取組みに対し適切な指導を行う必要がある。
外郭団体に係る情報公開に関する事項	
	<p>市による外郭団体の総括的情報の公開について【意見 11】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各外郭団体の事業や財務の状況については、各団体が自主的にホームページにおいて情報公開している。 ○外郭団体の事業や財務の状況については、市民の関心も高いため、市としても他都市の事例も参考にし、わかりやすい形で一覧的に情報提供することを検討すべきである。

(2) 各外郭団体に係る事項

① 公園環境協会

監査の結果及び意見
外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項
実態に即した収支状況の報告について【意見 12】
<ul style="list-style-type: none">○有料公園施設及び特定公園の管理業務、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務に係る平成 29 年度の収支決算の状況をみると、いずれの区分においても収支差額がゼロになっている。○事業報告を受ける公園管理課及び環境企画課としては、このような報告では公園環境協会の収支実態が把握できず、的確な指導は難しいはずである。また、指定管理料が適切な金額であったかという点も判断することができないと考えられる。○公園管理課及び環境企画課は公園環境協会に対し、各業務の実態に即した収支状況を報告するよう指導する必要がある。
し尿収集運搬等業務委託に係る予算案の検討方法について【意見 13】
<ul style="list-style-type: none">○毎年、予算要求時期において、環境企画課は公園環境協会からし尿収集運搬等業務の委託に係る予算見積明細書（本年度見積額と前年度予算額を比較する様式）を取得し、ヒアリングの上、予算案を決定している。○環境企画課では、予算見積明細書の前年度予算額と比較し増減の大きい科目に記載された積算基礎について詳細に検討しているが、過去の予算額と実績額を比較して乖離が大きい科目について、予算額が適切に積算されているかについての検討は行われていなかった。○過去の予算額と実績額を合計額で比較すると乖離は大きくないものの、科目別に比較すると乖離が大きい科目が見受けられ、比較対象としている予算額そのものが適切な積算となっていない可能性がある。○予算案の決定においては、本年度見積額と前年度予算額との比較のみならず、過去の予算額と実績額の状況についても考慮の上、本年度見積額の妥当性について検討する必要がある。
契約金額の決定方法について【意見 14】
<ul style="list-style-type: none">○平成 29 年度に公園環境協会と随意契約している東大阪市内街路樹維持管理業務委託及び記念樹配布業務委託に関して、公園環境協会から徴取した参考見積りのみを基準として、契約金額が決定されている。○随意契約による場合に、委託先事業者からの参考見積りのみを基準として、契約金額を決定することは契約金額の妥当性に対して疑念を抱かれるものとする。○複数の参考見積りを徴取することが困難な場合には、当年度の事業の実施状況から事業者がどれくらいの人員と経費を投入したかの情報を入手し、事後的ではあるが、契約金額の妥当性を確認し、次年度以降の契約金額に反映させるようにする必要がある。（※東大阪市内街路樹維持管理業務委託については平成 31 年度以降、他の事業者からも見積書を徴取することを検討している。また、記念樹配布業務委託については平成 30 年度に入札を実施している。）

監査の結果及び意見	
	<p>随意契約理由について【意見 15】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度に公園環境協会と随意契約している東大阪市内街路樹維持管理業務委託に関しては、公園環境協会以外の市内で街路樹剪定を行うことができる事業者の入札参加が見込まれるか検討していく必要がある。 ○同じく記念樹配布業務委託については、将来的には公園環境協会に引き継ぐことを想定していることを随意契約の理由としていたが、平成 30 年度においては公園環境協会以外の団体が受託している。 ○他の業務委託においても随意契約とする場合にはその理由の合理性を検討した上で、入札等の採用可否を検討することが望まれる。
外郭団体の資産管理及び会計処理に関する事項	
	<p>物品の管理状況について【監査の結果 1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計処理規程に定められた物品受払台帳の作成、現物棚卸の実施、処分時の出納責任者の承認が行われていない。 ○物品管理について会計処理規程に準拠して実施する必要がある。
	<p>固定資産の除却漏れについて【監査の結果 2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○固定資産台帳に計上されている車両のうち 2 台が過年度において廃車済みの車両であるにもかかわらず、除却処理が漏れていた。 ○除売却時の事務フローの見直し、会計処理規程に基づいた運用、資産管理の徹底が求められる。
	<p>固定資産実査の実施状況について【監査の結果 3】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度以前の固定資産実査の記録は保管されておらず、また、実施しているかどうか不明の状況であり、固定資産実査が適切に実施されていない可能性が高い。また、現物確認にあたって、固定資産か物品か判別し難い物が散見された。 ○固定資産実査について会計処理規程に準拠して実施する必要がある。また、管理シールの添付等、資産管理の一層の徹底が求められる。
	<p>電話加入権の管理及び評価について【監査の結果 4】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電話加入権の明細書は直近で平成 3 年度末のものしか残っておらず、以降の明細書は確認できない状況であった。平成 3 年度末の明細書上の回線について、一部の電話番号は変更されており、現在使用されている電話番号の明細書がない状況である。 ○また、減損会計適用の検討も実施されていない状況であった。 ○最新の電話加入権の明細書を作成の上、減損会計の適用を検討することが望まれる。
	<p>リース取引の会計処理について【意見 16】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園環境協会では、保有している車両の一部についてリース取引を行っており、会計上は賃貸借処理を行っている。 ○リース取引は、その取引契約に係る法的形式に従い賃貸借取引として処理されることも多いが、経済的実態が当該物件を売買した場合と同様の状態にあると認められるものもあり、リース取引の判定によって会計処理の方法が異なってくる。 ○公園環境協会では、現状、リース取引に関する会計処理の検討が実施されないまま賃貸借処理を行っているが、会計基準に基づいた判定を行い、適切な会計処理を検討する必要がある。

監査の結果及び意見
<p>一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料の徴収に関する事務の預り金処理について【監査の結果 5】</p> <p>○一般廃棄物（し尿）に係る処理手数料の徴収に関する事務に係る委託契約書では、『手数料を収納したときは、収納整理を行うとともに「預り金」勘定に計上し、収入日計表、現金出納簿その他関連帳簿の整理をしなければならない。』とされている。</p> <p>○しかし、公園環境協会は、し尿収集に係る処理手数料を徴収した際に預り金計上は行っておらず、徴収した預り金を帳簿外で管理していることから、当該委託契約書に準拠できていない。</p> <p>○適切な資金管理の観点からも委託契約書に準拠して処理する必要がある。</p>
<p>収益事業の売上金処理について【監査の結果 6】</p> <p>○公園環境協会は、収益事業として水走ルーフテニスコートの管理運営を実施しており、その使用料は、基本的にテニス場利用者からその都度、現金で受領し、テニスコート用の銀行口座に入金している。そして、当該口座に入金された1ヶ月分の使用料を翌月初めにまとめて公園環境協会の銀行口座に資金移動している。</p> <p>○テニスコート用の銀行口座については、公園環境協会の帳簿外で管理されているため、その残高については、貸借対照表上、現金預金ではなく、未収入金として計上されることになる。この結果、平成29年度末現在の貸借対照表に計上されている未収入金には、当該テニスコートの3月分使用料1,141,800円が含まれている。</p> <p>○テニスコート用の銀行口座については帳簿外とせず、公園環境協会の預金として管理する必要がある。同様に、既に受領済みの3月分使用料については、未収入金ではなく現金又は預金として処理する必要がある。</p>
<p>有料公園施設及び特定公園の管理業務における修繕費の負担について【監査の結果 7】</p> <p>○「東大阪市有料公園施設及び特定公園の管理に関する協定書」において、1件あたり30万円を超える設備故障等については市の責任において修繕を実施しなければならないものとされている。</p> <p>○しかし、平成29年10月25日に発生した中部緑地庭球場における人工芝補修に要した費用は331,630円であったにもかかわらず公園環境協会が負担している。</p> <p>○市及び公園環境協会は設備に係る修繕の必要性について連絡を密にし、協定書どおりの事務を行う必要がある。</p>
<p>法人税等の申告における収益事業の範囲について【監査の結果 8】</p> <p>○公園環境協会は、法人税法上の収益事業を営む公益財団法人であり、収益事業に関して法人税等の確定申告が必要となる。</p> <p>○公園環境協会の公益目的事業は法人税等の課税対象にはならず、収益事業（水走ルーフテニスコートの管理運営）のみが課税対象となることになる。</p> <p>○しかし、現状、確定申告書は公益目的事業と収益事業を合算した法人全体の金額で作成され、課税対象の把握に誤りがあるため、是正の必要がある。</p>

監査の結果及び意見
<p style="text-align: center;">役員賞与に係る事前確定届出書の提出について【意見 17】</p> <p>○平成 29 年度における公園環境協会の役員は 12 名いるが、このうち、役員賞与の支給対象となっているのは、理事長及び常務理事の 2 名である。</p> <p>○法人税法においては、単に役員賞与として支給した場合には損金にならないが、「事前確定届出給与に関する届出」を所轄税務署に提出することで役員賞与を損金として処理できると規定されている。</p> <p>○公園環境協会は、平成 29 年度の法人税申告書においてはこの届出を提出していないため、上記の金額を所得に対して加算処理し、その分課税所得が大きくなっている。</p> <p>○役員報酬を収益事業（水走ルーフテニスコートの管理運営）に係る費用とするのであれば、今後は、事前に届出を提出するようにされたい。</p>
<p style="text-align: center;">特定資産に係る取扱要領について【意見 18】</p> <p>○公園環境協会には、特定資産として、退職給付引当資産と減価償却積立資産があり、平成 29 年度末における残高はそれぞれ 106,663 千円と 5,600 千円である。</p> <p>○特定資産については、特定の目的の存在が計上の前提であり、漠然と将来の支出に備えるために積み立てることは適切とはいえない。</p> <p>○そこで、特定資産に関してはその運用・取崩など管理の方法を定めた取扱要領を作成することが望まれるが、公園環境協会では現状作成されていない。</p> <p>○今後、特定資産についてはその管理を徹底する上で取扱要領の作成を検討する必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">賞与引当金の計算方法について【監査の結果 9】</p> <p>○公園環境協会では、平成 29 年度の決算から賞与引当金を計上しており、平成 29 年度の残高は 7,701 千円であった。</p> <p>○しかし、この計上額には社会保険料の法人負担分が含まれていないため、本来必要な繰入額より概ね 100 万円過小になっている。</p> <p>○今後はこの点について留意して計算する必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">会計区分間の経費配賦について【監査の結果 10】</p> <p>○公園環境協会では、ほとんどの経費が予め定められた基準に基づいて配賦されているのではなく、発生月によってその経理上の帰属会計区分が決定されている。</p> <p>○本来ならば、発生した経費について、予め定められた配賦基準に基づいて配賦計算し、これを集計して会計処理しなければならない。その結果として、予算と乖離が発生したならば、その原因を分析して経営に活かさなければならない。</p> <p>○ここでいう「予め定められた配賦基準」は、利用している施設の面積、各事業に従事している職員数など、勘定科目ごとに適切な基準を設定する必要がある。</p>
<p style="text-align: center;">再委託の承諾と会計処理について【意見 19】</p> <p>○有料公園施設及び特定公園の管理業務において、市が公園環境協会に対し再委託を承諾した業務として、「顧問業務」（行政書士）、「顧問・給与計算業務」（社会保険労務士）、「会計システム保守、書類作成支援業務」（会計コンサル）等が含まれている。</p> <p>○これらは市に対して再委託の承諾を求める必要がある「有料公園施設等の管理業務の全部又は一部」には直接的に該当する項目ではないと考えられる。</p> <p>○再委託の承諾の対象となる「有料公園施設等の管理業務の全部又は一部」を適切に定義し、適切な収支状況の把握と事業報告を行うようにしなければならない。</p>

監査の結果及び意見	
外郭団体の契約事務に関する事項	
再委託の際の随意契約について【監査の結果 11】	
<ul style="list-style-type: none"> ○公園環境協会では、公園維持管理業務及び東大阪市内街路樹維持管理業務に含まれる樹木の剪定や除草、清掃や殺虫などの業務について、時期や業務の規模によって人手が足りないときは、他の事業者に再委託して実施する場合がある。 ○この再委託によって実施する頻度はほぼ毎月一定量発生している。そして、その際には、おおよそ決まった事業者に随意契約にて業務を委託している。公園環境協会の会計処理規程によれば、このような随意契約の場合でも見積書を複数の事業者から徴取しなければならないが、現在のところ、公園環境協会では徴取していない。 ○このような場合には、業務量を面積や採集した枝の量などによって決めることができる場合には単価契約としたり、一定の条件の場合に限り、複数の見積書を徴取しなくてもいいような規定を会計処理規程に加えたりすることにより、事務の簡素化を図る方法も考えられる。 	
固定資産譲渡に関する決裁漏れについて【監査の結果 12】	
<ul style="list-style-type: none"> ○公園環境協会では、平成 29 年度中において、車両運搬具の譲渡を行っている。 ○譲渡された車両運搬具の金額は 500 万円未満であったため、会計処理規程上、理事長決裁で足りることとなるが、譲渡に関する起案書上は、事務局長までの押印のみであり、理事長の押印等決裁に関する証跡はなかった。 ○会計処理規程に準拠した適切な決裁権限者による承認が求められる。 	
外郭団体の組織運営に関する事項	
決裁権限規程について【意見 20】	
<ul style="list-style-type: none"> ○決裁権限についての規定が庶務規程と会計処理規程とに置かれており、どのような場合にどのような役職者の決裁が必要かを一見できず、規程が適切に運用されていない状況にある。 ○規程の見直しや決裁権限一覧作成、起案書様式作成等により、規程が適切に運用されるよう検討することが望まれる。 	
役員報酬規程について【意見 21】	
<ul style="list-style-type: none"> ○公園環境協会の役員報酬規程には、『東大阪市退職職員については、「東大阪市退職職員の公益法人等の役職員への就任基準」に準じて支給する。』と規定されている。 ○役員報酬規程は市 OB 以外の役員に支給する報酬及び賞与の金額又は算出方法を明示しているが、これまで実際に報酬が支給される役員には市 OB が就任しているため、実質的には役員報酬規程は空文である。 ○公園環境協会において退職職員役職員就任基準に基づく報酬額が適切な水準と判断するのであれば、役員報酬規程の規定に退職職員役職員就任基準に基づく金額又は算定方法を盛り込み、退職職員役職員就任基準が改正される都度、評議員会の承認を得るようにすることが適切である。 	

監査の結果及び意見

法人内の部署による給与水準の違いについて【意見 22】

- 公園環境協会では、公園協会を前身とする「みどり事業課」と環境保全公社を前身とする「環境事業課」でそれぞれ異なる給与テーブルが使われている。
- 法人の統廃合に関係して、同一法人内に給与テーブルが 2 つ存在することはあり得ることで、それ自体に法的な問題はない。一方で、基本給以外の手当で、扶養手当、住居手当など職員の私的な生活を支援する目的で支給するものについては、法人内の所属部門が異なることで異なる扱いを受けることに合理的な理由があるといえるのか、という問題は考えられる。
- この点について、公園環境協会では、平成 30 年度に賞与支給額の計算根拠となる支給月数を「みどり事業課」と「環境事業課」で同一の月数とした。他方、諸手当などについては、未だ支給方針が異なったままである。手当を支給するかどうかといった点は、財政的な制約がある課題であり、調整に時間がかかる可能性があるが、公平な人事制度を構築するために検討されたい。

し尿収集作業者と料金徴収者の兼任について【意見 23】

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 4 条第 1 項第 6 号において、一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすることとされている。
- イベント会場や工事現場の仮設トイレ等、臨時的な申込みに対応する臨時収集の場合も事前の振込みが原則ではあるが、約 4 割強の件数については、臨時単発的な申込みに応じるため、料金徴収担当者 1 人を含め 2 人又は 3 人一組の体制で収集に赴き、収集作業開始前に料金徴収担当者が現金にて料金の徴収を行っているとのことである。
- この点、他都市では、収集と別のタイミングで料金徴収に赴くようにしている事例もあるようであり、同一の行程で現場に赴くことは、当該法令に準拠していることになるのか、疑義がある。
- 現金の盗難、紛失等のリスクを軽減するためにも、臨時収集の料金徴収方法について、可能な限り収集の現場で現金を扱う機会を少なくすることが望ましい。

外郭団体の行う事業の経済性、有効性、効率性に関する事項

会計区分ごとの契約について【意見 24】

- 統合前の公園協会及び環境保全公社のそれぞれの業務に共通的に要する経費については、概ね法人全体で契約し、それぞれの会計区分に集計しているが、一部、同種の費用にもかかわらず会計区分ごとの契約になっているものがあつた。
- 会計区分ごとに契約相手先が異なるのは、統合前の 2 団体における契約を継続しているためであるが、単一の法人となったからは法人単位で契約した方が経済的であるので、契約の一本化について検討されたい。

監査の結果及び意見

外郭団体の方向性に関する事項

公園環境協会の方向性について【意見 25】

- 公園環境協会には、自分たちが事業を行っていく分野を選択し、自分たちが持たなければならない中核的技術や資格を意識し、業務管理や売上管理を行えるようになることが求められる。
- 市には、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務の履行に関する監督は着実に実施しながらも、可能な限り公園環境協会の自主性に任せた運営を促すことが求められる。
- 具体的には、公園維持管理業務及びし尿収集運搬等業務以外の業務の積極的受注、業容の拡大、職員の採用及び報酬の決定などについて、公園環境協会が最適と思われるものを選択できるよう市が支援することを検討されたい。

し尿収集に関する処理手数料調定額と委託料について【意見 26】

- し尿収集に関する処理手数料の調定件数及び調定額が減少傾向にある一方、市の負担する委託料は増加傾向にある。また、公園環境協会事務局の土地・建物は市からの無償貸与であることから、実質的なコストは委託料の額以上と考えられる。
- 人口減少や下水道普及・接続により調定件数が減少傾向にあることを考えると、今後も収入逓減の可能性は高いと考えられる。
- 市及び公園環境協会がともに業務の効率化や経費削減を検討していくことが望まれる。

② 社会福祉事業団

※社会福祉事業団の管理運営する指定管理施設について、次の略称により表記している。

・東大阪市立障害児者支援センター ⇒ レピラ

監査の結果及び意見
<p>外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項</p>
<p>指定管理者の選定方法及び指定期間の検討について【意見 27】</p> <p>○レピラの運営方針は療育から就職相談に至るまで障害児者への長期間にわたる支援を前提としており、一人の利用者に限定して考えても 10 年を超える期間の継続的な支援が想定される。</p> <p>○子ども家庭課によると、このようなレピラの管理運営事業における継続性の確保と利用者等との信頼関係の構築等を勘案し、非公募により指定管理者を選定したものとことであるが、指定期間は市が標準指定期間としている 5 年となっている。</p> <p>○事業の継続性等は長期にわたる指定期間を採用する根拠にはなりうるが、公募か非公募かの選定方法の選択には直接的に関係しないものと思われる。</p> <p>○市は、レピラの運営方針が長期的であることを踏まえ、適切な指定期間を改めて検討する必要がある。</p> <p>○現在は、社会福祉事業団の有する障害児者事業を包括的に行う高度な専門知識やノウハウを評価して非公募により指定管理者に選定しているが、将来の社会情勢の変化に伴い、公募化が適切といえる状況に至っていないかについては、今後も継続的に検討を行う必要があると考える。</p>
<p>指定管理者選定時の選定委員の構成について【意見 28】</p> <p>○「東大阪市指定管理予定候補者選定委員会設置に伴う今後の取り扱いについて」において、非公募施設の選定委員は市職員 3 名と規定されているため、レピラの指定管理者選定時の選定委員会には外部委員が選任されておらず、委員は、市職員のみで構成されている。</p> <p>○非公募施設であるからこそ、客観性確保のために市外部の第三者の判断が重要となる場合もあるため、外部委員を招聘する余地を残しておくべきと考える。</p>
<p>利用者の増加に関する評価の厳格化について【意見 29】</p> <p>○指定管理予定候補者の選定に関する委員会議事録を閲覧したところ、社会福祉事業団が利用者増加のための経営努力を行っている旨の言及はあったものの、具体的な利用者の増加策について議論が深められた形跡はなかった。</p> <p>○市の「指定管理予定候補者選定のための評価基準」においては「利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果」が評価基準の一つとして設定されている。</p> <p>○この項目の評価にあたり、利用者増加に向けた社会福祉事業団の具体的な取組状況や将来の展望を把握し、批判的な評価・検討を行うべきであったと考える。</p>

監査の結果及び意見	
	<p>徴収委託事務の執行に関する確認不足について【意見 30】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は社会福祉事業団に対して、「徴収事務委託契約書」に基づき、施設利用料や診療報酬等のレピラ運営から生じる収入に関する徴収事務を委託している。 ○この徴収事務について、契約上、市は社会福祉事業団に対し、確認・検査を実施することができるかとされているが、これまで、このような確認・検査を実施したことはないとのことである。 ○子ども家庭課及び障害施策推進課は社会福祉事業団に対して、徴収委託事務が適切に行われているかどうかの確認・検査の手順を整え、これに従って実施すべきである。
外郭団体の資産管理及び会計処理に関する事項	
	<p>金庫の管理状況について【監査の結果 13】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○金庫を視察したところ、鍵は管理担当者の施錠されていない机の引き出しにあり、通帳、印鑑及び小口現金がこの金庫に保管されているとのことであった。また、その他の金庫内容物の詳細は把握されていなかった。 ○金庫の鍵は施錠のできる場所に保管し、内容物については一覧表を作成して定期的に内容物の調査を行う必要がある。 ○また、通帳と印鑑は同一人物による持ち出しを避けるため、保管場所及び管理担当者を区分することが望ましい。
	<p>出納職員による小口現金の残高照合について【意見 31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小口現金の受払いについては、小口現金出納帳により記録されている。そして、小口現金出納帳と実際の小口現金残高の照合に関しては、出金の都度、出納職員が確認しているとのことであるが、小口現金出納帳にはその証跡が残されていなかった。 ○現金については、日々の残高照合がリスク管理上重要な手続きであるから、出納職員は、小口現金について、日々、あるいは少なくとも受払いの都度、金種表の作成及び残高の照合を行い、その証跡を小口現金出納帳に残しておく必要がある。
	<p>社会福祉事業団所有物品の管理について【意見 32】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○会計規則には、物品のうち、固定資産以外の物品（一般物品）の管理に関する規定がなく、年度末の現物調査が実施されていなかった。 ○一方、市では、東大阪市財務規則において物品の定義が明確にされ、現物確認の対象とされている。 ○物品購入の財源は実質的には市が拠出している指定管理料であるため、別段の取決めがある場合を除き、社会福祉事業団の所有する物品についても、市と同水準の管理を行うことが必要と考える。
	<p>レピラに設置された市物品等の現物管理方法の未整備について【監査の結果 14】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○レピラに設置された市の物品等については、東大阪市財務規則の規定に沿った物品管理を行う必要があるが、例えば定期現物調査の実施主体等の基本的な方針について取り決められていない。また、指定管理の協定書においても、レピラに設置された市物品の一覧は添付されていない。 ○レピラは平成 29 年度に開設された施設であり、現時点では、現物確認も比較的容易なはずである。子ども家庭課及び障害施策推進課は早期に物品等の現物管理の方針について社会福祉事業団と協議し、必要な取決めをする必要がある。

監査の結果及び意見	
	<p>事業報告書の記載誤りについて【監査の結果 15】</p> <p>○社会福祉事業団の平成 29 年度事業報告書を確認したところ、誤りが散見された。</p> <p>○事業報告書は、事業の成果を判断する重要な資料であるため、社会福祉事業団は慎重な作成過程を経るべきであり、子ども家庭課は提出を受けた時点で適切な確認をすべきであった。</p>
	<p>修繕積立金の積立額について【意見 33】</p> <p>○社会福祉事業団の平成 29 年度末の貸借対照表には、その他の積立金として、修繕積立金 14,923 千円が計上されている。修繕積立金は、通常、建物等の修繕に備えて積み立てるものであるが、レピラは市の施設であり、社会福祉事業団は建物を所有していない。</p> <p>○修繕積立金として位置づけるためには、明確な使用計画の裏付けが必要である。例えば、レピラの指定管理に係る協定書において社会福祉事業団が負担することとされる施設修繕の財源に充当するための積立金とすることも考えられる。</p>
	<p>指定管理料の返還予定額の計上科目について【監査の結果 16】</p> <p>○社会福祉事業団の平成 29 年度貸借対照表には仮受金 249,722 千円が計上されており、これは平成 30 年度に入ってから市に返還する予定の指定管理料である。</p> <p>○本来の意味での仮受金は、権利義務関係が未確定の場合に用いられる勘定科目であるが、本件仮受金は、決算において東大阪市への返還金という義務の性質が明確にされているものである。</p> <p>○このことから、社会福祉事業団は、仮受金ではなく未払金又は預り金等の勘定科目により当該金額を計上すべきであると考ええる。</p>
	<p>賞与引当金の未計上について【監査の結果 17】</p> <p>○社会福祉事業団の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。なお、給与規則には賞与の支給対象期間が明確に記載されていない。</p> <p>○給与規則等に賞与の支給対象期間を定め、それに基づいて賞与引当金を計上する必要がある。</p>
	<p>退職給付引当金の過大計上について【監査の結果 18】</p> <p>○社会福祉事業団は、大阪府民間社会福祉事業従事者共済会の退職給付制度に加入しており、退職一時金の半額程度が同共済会から支払われ、残額を社会福祉事業団の退職特別積立資産から支払う仕組みとなっている。そして、退職給付債務が退職一時金積立資産の額に一致するように退職給付引当金が計算されている。</p> <p>○社会福祉事業団において支給すべきことが見込まれる退職金の金額を算定すると 128,266,263 円であり、社会福祉事業団の退職給付引当金 170,403,060 円は、42,136,797 円の過大計上であるといえる。</p> <p>○引当当初から退職金の支給倍率が下がったことが原因とのことであるが、基礎数値が変更された以上、適切な引当金額に修正する必要がある。</p>

監査の結果及び意見	
外郭団体の契約事務に関する事項	
納品確認の未実施について【監査の結果 19】	
<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業団の平成 30 年度における伝票を閲覧したところ、預金による出金に関する証憑（納品書等）には検収印の押印がなく、納品確認を実施している証跡が確認できなかった。 ○社会福祉事業団によると、現在のところ、納品確認に関する内部規則は整備されておらず、預金による出金の場合、納品確認は実施していないとのことであった。 ○不正防止の観点から納品確認は不可欠の手続きであり、社会福祉事業団は、納品確認の体制を整備し実施する必要がある。 	
外郭団体の組織運営に関する事項	
内部規則の管理方法について【監査の結果 20】	
<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉事業団は、法人としての管理運営に関する内規を設けているが、一覧性のある規則集のような形でこれらの内規を管理していない。このため、内規やその他の管理マニュアルを網羅的に検討することができていない状況である。 ○これに起因して、社会福祉事業団では、内規において「別に定める」等としている項目の多くについて、別の定めがなされていない。 ○社会福祉事業団は、内規に一覧性を持たせ管理を実効的なものとするために規則集を作成し、必要な定めを漏れなく整備する必要がある。 	
外郭団体の方向性に関する事項	
市と社会福祉事業団の協議の実施について【意見 34】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市及び社会福祉事業団においては、今後、障害者福祉の分野における国の施策の遷移に対応してレピラが担うべき役割を整理することが必要となる。 ○社会福祉事業団は障害児者事業を包括的に行う高度な専門知識やノウハウを評価され非公募によりレピラの指定管理者に選定されているのであるから、単なる施設運営の主体としての役割に甘んじるのではなく、今後のレピラの方性の検討においても存在感を発揮してもらいたい。 ○市に対しては、日常的な施設運営に関わる事項にとどまらず、今後のレピラのあり方といった長期的な課題についても、社会福祉事業団と協議の場を設け、積極的な意見交換を行うことを求めたい。 	
財務規律の確保に向けた市の運営指導のあり方について【意見 35】	
<ul style="list-style-type: none"> ○今回の包括外部監査においては、社会福祉事業団の財務面において改善すべき点が見受けられた。今後、市及び社会福祉事業団には、適切な財務規律を構築し、運用することが求められる。 ○社会福祉事業団によるレピラの運営は、市の政策的関与を反映させることができ、現状においては、合理的な運営方式といえる。しかし、外郭団体による施設運営は、財務規律が及んでいるかについて外観的に疑念を持たれやすい運営方式でもあることから、レピラの指定管理者の選定方法として今後も非公募を継続するのであれば、市が十分に社会福祉事業団の運営指導を行うことが求められる。 	

③ 文化振興協会

※文化振興協会の管理運営する指定管理施設について、次の略称により表記している。

・東大阪市立児童文化スポーツセンター	⇒	ドリーム 21
・東大阪市民美術センター	⇒	美術センター
・東大阪市立郷土博物館	⇒	郷土博物館
・東大阪市立埋蔵文化財センター	⇒	埋蔵文化財センター
・鴻池新田会所、東大阪市立郷土博物館 及び東大阪市立埋蔵文化財センター	⇒	文化財三施設

監査の結果及び意見
外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項
<p style="text-align: center;">ドリーム 21 及び美術センターの収支予算・決算について【意見 36】</p> <p>○ドリーム 21 及び美術センターの収支予算と事業報告書における収支状況の区分や費目が、一部異なっている状況であった。</p> <p>○指定管理者に対して収支予算と収支状況の提出を求める趣旨は、計画に対する実績を比較して、管理経費の執行状況を評価検討するためであり、両者を比較しやすいように工夫すべきである。</p> <p>○収支予算と事業報告書における管理経費の収支状況の費目を統一した上で、収支状況について、予算額と決算額を比較する様式とし、両者の乖離が大きい費目についてはその要因を記載する様式とすることが望ましい。</p>
<p style="text-align: center;">ドリーム 21 及び文化財三施設の再委託の承諾手続きについて【意見 37】</p> <p>○再委託の承諾手続きに関して、ドリーム 21 及び文化財三施設については、再委託の対象業務と再委託期間のみを提示して、所管課（室）の承諾を得ている。この方法では、再委託が必要な理由、再委託先、金額等の重要な情報が明確にならないため、再委託を承諾してよいかについて所管課（室）の判断を誤らせる可能性もある。実際、対象業務として記載された業務と、再委託契約書に記載された業務名が一致しないものもあった。</p> <p>○再委託の承諾にあたっては、所管課（室）が再委託を承諾するにあたって必要となる情報を記載することとすべきである。</p>
<p style="text-align: center;">人権研修の記録の保存について【監査の結果 21】</p> <p>○文化財三施設の協定書において、指定管理者は各管理業務従事者が人権について正しい認識を持ち業務を行うよう、適切な研修を実施すると定められている。また、ドリーム 21 及び美術センターの協定書にも同様の条項がある。</p> <p>○文化振興協会ではこれを受けて、予定表上、指定管理 5 施設及び本部で DVD を視聴する人権研修を平成 29 年 8 月 1 日から 9 月 5 日までの期間で実施するとしている。しかしながら、実際の人権研修の受講状況については、無記名のアンケートが 17 枚あるだけで、誰が、いつ、どのような形で受講したかの記録が残されていない。</p> <p>○人権研修は基本的には全ての管理業務従事者が受講するべきものであるため、文化振興協会は次年度以降、人権研修の詳細な記録を残すようにする必要がある。また、市は人権研修の実施の状況について報告書の提出を求める必要がある。</p>

監査の結果及び意見

美術センターの指定管理者選定について【意見 38】

- 美術センターにおいて、特別展、企画展等の企画時点から開催までの間に指定管理者が交代する場合、前指定管理者が準備に取り掛かっていた案件を次期指定管理者が開催することになり、学芸員と作品の出展予定者、その他関係者との信頼関係を含めた引継ぎが円滑に行われる必要がある。
- この点につき、文化国際課からは、美術センターの学芸員が企画交渉の相手方に、開催までの間に指定期間の終期が到来することを予め説明した上で了承してもらうようにしているとの説明があった。
- それに加えて、引継ぎの円滑を図るため指定管理者の選定にあたって募集要項において指定管理者の変更があった場合の責任分担を明確にしておくこと、引継事項を仕様書上明確に示すこと、引継期間を十分に確保することなども必要になると考える。

委託業務における業務実施計画及び報告について【監査の結果 22】

- 平成 29 年度の委託業務については 3 件とも、仕様書に記載される委託業務内容が「・・・の開催に係る一切の業務」のように、概略的な表現となっている。
- その一方で、業務実施計画書の提出は要請されていない。本来、仕様書が概略的な場合、業務実施計画を立案した上でなければ正確な見積りは困難を伴うはずである。文化国際課の側で仕様書を詳細に作成するか、あるいは文化振興協会から業務実施計画書と見積書をあわせて徴取するかの対応をとるべきである。
- さらに履行確認として、業務実施計画書と対比可能な業務実施報告書を徴取することが必要である。

委託業務における収支精算書の確認について【意見 39】

- 「狂言会」開催業務委託及び「井山裕太杯東大阪市新春囲碁フェスティバル」開催業務委託において委託業務完了報告書に添付された収支精算書において、見積書にない費目が記載されていた。
- 文化発信事業 Art Planet にかかる企画展開催業務委託の見積書には見積総額のみが記載され、費目ごとの内訳の記載がないため、見積書と収支精算書を費目ごとに比較検討することができない状況となっていた。
- 文化国際課は、費目の内訳を記載した見積書を入手した上で、見積書と収支精算書を比較検討し、費目の新設廃止や、見積金額との乖離が大きい費目について文化振興協会に説明を求め、報告させる必要がある。また、見積書と収支精算書の比較検討を容易に行えるように、収支精算書は見積書の費目ごとに対比して記載する様式とすることが望ましい。

文化振興事業補助金の補助対象経費について【監査の結果 23】

- 文化振興事業補助金に係る事業収支決算書を閲覧したところ、文化振興協会は補助金交付要綱に定める補助対象経費以外の経費を補助対象経費として報告しており、これに基づいて、文化国際課は補助金の精算を行い、補助金に含めて支出された。
- 補助金の精算にあたっては、補助金交付要綱に照らして補助対象経費の範囲に誤りがないか確認する必要があるが、補助金の趣旨に反しない範囲で、例外的に補助対象経費として認める場合には、意思決定過程を明らかにするため所定の決裁手続きを経て、その経緯を記録した文書を作成、保存しておく必要がある。

監査の結果及び意見	
ドリーム 21 における事業計画書と事業報告書の齟齬について【監査の結果 24】	
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度実施予定の教育普及事業として事業計画書に記載されたアロマ教室について、講師の都合により開催することができなかったが、青少年スポーツ室による承認等の手続きが実施されていなかった。 ○文化振興協会は、何らかの事情により事業計画書の記載どおりに実施できなくなった項目については、仕様書に定めるとおり事前に青少年スポーツ室と協議し、その記録を残す必要がある。また、青少年スポーツ室は、指定管理業務の履行確認上、計画と報告に齟齬がある場合は指定管理者に説明を求める等、その原因を把握しておくことが必要である。 	
ドリーム 21 におけるインターネット無料接続 LAN スポットの設置について【監査の結果 25】	
<ul style="list-style-type: none"> ○文化振興協会は、平成 27 年度以降のドリーム 21 の指定管理者の公募に際して、施設内にインターネット無料接続 LAN スポットを設置することを提案した。 ○行政財産であるドリーム 21 にインターネット無料接続 LAN スポットを設置するためには、本来、行政財産の目的外使用許可が必要となるが、指定管理業務開始後、文化振興協会は使用許可の手続きを行うことなく、通信事業者に依頼し、館内 2 か所にインターネット無料接続 LAN スポットを設置した。 ○インターネット無料接続 LAN スポットの設置は指定管理者選定にあたっての提案事項でもあり、現実にサービスの提供も開始されていることから、利用者へのサービスが低下しないよう、青少年スポーツ室及び文化振興協会において対応を検討する必要がある。 	
ドリーム 21 の収支報告における管理経費の検証について【意見 40】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ドリーム 21 の指定管理者は共同事業体であることから、青少年スポーツ室は、共同事業体構成員ごとの収支状況を把握するため、毎年度終了後、構成員ごとの収入、支出の項目別内訳について、報告を求めている。 ○NTT ファシリティーズの支出とされた人件費の一部はドリーム 21 での執務を NTT ファシリティーズの関連会社に業務委託した対価であり、人件費でなく再委託費とする余地がある。 ○経費の区分は指定管理業務全体を把握する上で重要である。文化振興協会は共同事業体の代表企業として、市への提出文書の作成権限を有することから、費目の区分につき NTT ファシリティーズに確認した上で、適切に作成する必要がある。 	
ドリーム 21 における打合せ記録について【監査の結果 26】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ドリーム 21 の指定管理業務に関して、青少年スポーツ室と指定管理者の打合せについての記録及び共同事業体の構成員全員をもって設置する運営委員会の議事録が作成されていない。 ○打合せ事項については後日の確認・検証のため、必ず記録を残しておくことが必要である。 	

監査の結果及び意見	
ドリーム 21 における苦情・要望等の報告について【監査の結果 27】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○協定書で定める事業報告書等の記載事項のうち、苦情・要望等の件数及びその内容が事業報告書に記載されていない。 ○青少年スポーツ室では、苦情・要望等はドリーム 21 にて口頭で受けているとの認識であるが、協定書に明文化されている事項については、漏れなく事業報告書に記載する必要がある。
郷土博物館における設備等の法定点検について【意見 41】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○法定点検の報告書を閲覧したところ、施設が老朽化していることもあり、いくつかの不備事項が散見される。設備等の不備は、利用者等の安全にかかわる問題となる場合があるとともに、不備を放置すると施設の寿命を縮めることにつながる可能性もある。 ○公の施設の設置者である市は、指定管理者が十分な施設管理を実施しているかについて、適切なモニタリングを実施する必要があるが、現状では、法定点検結果の取扱いについて仕様書上明確に記載されていない。 ○今後、文化財課は指定管理者に対して、法定点検の都度、結果報告を求めるとともに、不備事項のうち指定管理者の責任で修繕する少額の事案についても十分な対応が図られているか検討する必要がある。
鴻池新田会所の使用許可について【監査の結果 28】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○鴻池新田会所については、条例上、施設の使用許可の権限が指定管理者に委譲されていない。 ○しかし、実際の事務において、指定管理者は、利用申込者から受け取った使用許可申請書を文化財課に送付しているが、文化財課では使用許可申請書を受理した旨を指定管理者に通知することなく、ファイリングして保管しているのみであった。 ○このように、実務上、あたかも指定管理者に使用許可の権限が委譲されているような状況となっており、条例に合致した運用とはなっていない。使用許可の権限が委譲されていない条例の規定に整合するよう、実際の運用を改善する必要がある。
外郭団体の資産管理及び会計処理に関する事項	
法人本部における小口現金制の導入について【意見 42】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○法人本部では小口現金の保有がないため、必要な場合には職員が立て替えた後、精算している。法人の支出を職員が立替払いすることは、職員に負担をかけないためにも、公私混同を防ぐ上でも避けるべきである。 ○会計処理規則に小口払いを行うことができる旨の規定が置かれているので、これに従い、法人本部においても定額前渡法による小口現金制を設けることが望ましい。
美術センターにおける図録販売代金に係る預り金の管理について【監査の結果 29】	
	<ul style="list-style-type: none"> ○美術センターでは平成 30 年 2 月から 3 月にかけて開催した特別展に関して、図録の販売代金を購入者から預かり、出展者に引き渡している。この時、会期中に預かった当該代金約 3,818 千円について会期が終了するまで美術センター内で保管し、終了後に出展者側への銀行口座振込みとしていた。 ○現金は金庫内で施錠していたとのことであるが、当該現金は預り金であること及び多額にのぼったことから、金融機関へ預け入れて保管すべきであった。

監査の結果及び意見
<p style="text-align: center;">鴻池新田会所の出納事務について【監査の結果 30】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鴻池新田会所に保管されていた観覧券（控）に日付入り領収印が押されていないものがあった。 ○日付入り領収印が押された観覧券（控）に基づいて日計表が作成されるので、観覧券（控）は当日の来場者を示す唯一の記録である。したがって、観覧券（控）には必ず日付入り領収印を押して保管する必要がある。 ○日計表が日々作成されているが、合計金額が訂正されているにもかかわらず、訂正印がないものがあった。日計表の金額を訂正する際には、訂正印を押し、後日誰の責任で修正したのかがわかるよう、改善する必要がある。
<p style="text-align: center;">指定管理施設における物品管理について【監査の結果 31】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公の施設の指定管理においては、施設に存在する物品について、市が指定管理者に貸与するもの及び指定管理者の所有に属するものに適切に区分して把握する必要がある。また、市が指定管理者に貸与する物品に関しては、適時、適切に指定管理者が現物確認を行い、その結果を市に報告する仕組みを構築することが求められる。 ○文化振興協会が管理運営している指定管理施設においては、それぞれ状況は一様ではないものの、何らかの物品管理上の問題点が存在している。これらの施設は、すべて公募により指定管理者が選定されていることから、指定期間の満了にあたっては、指定管理者が変更となる可能性もある。 ○市と文化振興協会は十分に連携を図り、施設に存在する物品の所有権の帰属及び現物の存否を正確かつ速やかに把握する必要がある。
<p style="text-align: center;">鴻池新田会所における民具資料の管理について【意見 43】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鴻池新田会所では、収蔵又は展示している民具について保管場所を記載した登録カードを作成し、管理している。 ○しかし、屋外に展示されている「井路川舟」については記載がなかった。「井路川舟」は、民具でないものの、不動産とは異なり、貴重な歴史的資料と考えられるので、収蔵している民具と同様の管理を行うことが必要である。
<p style="text-align: center;">決算科目の誤りについて【監査の結果 32】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○文化振興協会では、平成 28 年度決算時の会計システムへの消費税区分の入力誤りのため、平成 28 年度の消費税の申告納税額が 712,800 円過少となっていたことが判明し、平成 29 年 11 月に修正申告及び増加税額の納付を行っている。しかし、この納付税額を租税公課（不課税）として計上すべきところ、平成 29 年度決算において誤って委託料（課税）として計上した結果、平成 29 年度の消費税申告においても、仕入控除税額が過大に算定されることとなり、申告納税額が約 56 千円過少となった。 ○消費税区分の誤りに起因する修正申告が 2 年度連続して発生している状況にあることから、再発防止のため、文化振興協会におけるチェック体制を有効に機能させる必要がある。

監査の結果及び意見

投資有価証券の会計処理について【監査の結果 33】

- 文化振興協会は、平成 28 年度末において基本財産 100,000 千円のうち 93,984 千円を投資有価証券として保有しており、満期保有目的の債券として、償却原価法で評価している。当該投資有価証券は平成 29 年 2 月に償還期限前に売却した銘柄を買い替えて取得したものである。
- 「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）では、償還期限前に買替えを行った時点で、満期保有目的の債券でなく売買目的有価証券又はその他有価証券とみなし、時価評価すべきとされている。加えて、以後 2 年間は保有する有価証券につき満期保有目的の債券に分類することはできないとされている。
- 文化振興協会は当該投資有価証券につき平成 28 年度以降、時価評価する必要があった。

平成 29 年度期首における退職給付引当金の残高について【監査の結果 34】

- 年度末退職者に係る退職金については、本来、金額が確定する年度末において退職給付引当金を取り崩し、確定した退職金額を未払退職金として計上すべきところ、文化振興協会では、当該退職金が支払われた時点で退職給付引当金を取り崩しているため、平成 29 年度期首における退職給付引当金の残高には平成 28 年度末（平成 29 年 3 月 31 日）の退職者に係る退職金が含まれている。
- 今後、年度末に退職が発生した場合は、当該退職者に係る引当額を退職給付引当金から取り崩し、確定した退職金額を未払金として計上する必要がある。

賞与引当金の未計上について【監査の結果 35】

- 文化振興協会の貸借対照表には賞与引当金が計上されていない。なお、給与規程には賞与の支給対象期間が明確に記載されていない。
- 給与規程等に賞与の支給対象期間を定め、それに基づいて賞与引当金を計上する必要がある。

税効果会計の適用について【意見 44】

- 文化振興協会においては、財務諸表に対する注記「1. 重要な会計方針 (5) 税効果会計の適用について」に税効果会計を適用している旨の記載がある。この点、公益法人において税効果会計を適用する必要があるのは、重要性がある法人税法上の収益事業を実施している場合に限られる。
- 文化振興協会は公益目的事業会計と法人会計を有するのみで、今後も法人税法上の収益事業を行う予定はないとのことであるから、平成 30 年度以降の財務諸表に対する注記の作成にあたっては、税効果会計を適用していない旨を記載するか、あるいは税効果会計の注記を省略することが適切である。

非常勤役員に対する費用弁償について【監査の結果 36】

- 文化振興協会では、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程」において、非常勤の理事（理事長を除く）、監事及び評議員が協会の会議等へ出席した場合 1 回あたり 8,000 円を支給する旨の規定を置いているが、この支出を費用弁償という科目で処理している。
- この費用弁償は、役員報酬に含まれると解され、財務諸表上も費用弁償ではなく、役員報酬として表示する必要がある。

監査の結果及び意見	
	<p>指定管理に係る受託管理料収入について【監査の結果 37】</p> <p>○文化振興協会は、市の指定管理施設 5 施設の指定管理者として平成 29 年度に受領した管理経費収入のうち、40,872 千円（5 施設合計）を法人会計で雑収益として計上し、残余については管理業務受託収益に計上している。</p> <p>○指定管理者として市から受領した管理経費収入は、すべて管理業務受託収益に計上すべきものであるため、法人会計への充当分を含めて管理業務受託収益に計上する必要がある。</p>
外郭団体の契約事務に関する事項	
	<p>委託料の証憑について【監査の結果 38】</p> <p>○平成 29 年度における法人会計の委託料（「協会ウェブシステム更新費用」として計上された 4 件、98,000 円について注文書、納品書等がないため、何に対する対価なのか、何をもちて履行確認したのか等の詳細が不明であった。</p> <p>○発注の時点で何の対価が明確にし、履行確認が可能となるような手続とすべきである。</p>
	<p>会計処理規則に準拠しない契約について【監査の結果 39】</p> <p>○平成 30 年度に契約を開始したリース資産 11 百万円（ドリーム 21 で使用する券売機）について、会計処理規則に定める固定資産の取得に係る理事会の議決が行われていない。</p> <p>○文化振興協会は、会計処理規則に準拠し、本件リース契約の締結前に固定資産の取得に係る理事会の議決を得ておく必要があった。</p>
	<p>再委託における暴力団排除条項について【監査の結果 40】</p> <p>○文化振興協会は、平成 29 年度におけるドリーム 21、美術センター及び文化財三施設の指定管理並びに業務委託のうち「狂言会」開催業務委託について再委託を行っているが、再委託契約書に暴力団排除条項のないものが多い。</p> <p>○文化振興協会は再委託にあたって暴力団排除条項を契約書に盛り込むか、暴力団等に該当しない旨の誓約書を相手方から徴取するかの方策をとる必要がある。</p>
	<p>ドリーム 21 の共同事業者との業務分担について【監査の結果 41】</p> <p>○文化振興協会と NTT ファシリティーズとの間では共同事業体協定書が取り交わされている。しかし、当該協定書に別紙として定められている業務分担表が袋とじされていなかった。</p> <p>○業務分担表は協定の一部をなすものであるから、共同事業体構成員間の合意を文書で明確化したものとして協定書本文とともに袋とじしておかなければならない。</p>
外郭団体の組織運営に関する事項	
	<p>理事会の招集通知遅延について【監査の結果 42】</p> <p>○文化振興協会の平成 29 年度における理事会の開催状況に関して関連資料を閲覧したところ、第 2 回理事会の招集通知から開催日までが中 6 日間となっていた。</p> <p>○文化振興協会では、定款に理事会の招集期間を短縮する規定を置いていないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に従い、招集通知を発する日と理事会の間を中 7 日間以上空ける必要がある。</p>

監査の結果及び意見

外郭団体の行う事業の経済性、有効性、効率性に関する事項

美術センターの有効活用について【意見 45】

- 美術センターでは展示室以外の利用状況が低調である。また、1階にある特別応接室と館長室については、無料のロビーコンサートが不定期（平成 29 年度においては 8 回）に特別応接室で開催され、館長室はその際の出演者の控室として利用されているのみである。
- 指定管理者制度導入の利点として、一般的に「利用時間の延長など施設運営面でのサービス向上による利用者の利便性の向上」や「民間のノウハウを活かした柔軟な施設運営」といった点が挙げられるが、美術センターにおいてもこのような利点を活かした施設の活性化を期待したい。
- 現指定管理者である文化振興協会においては、美術センターの開設以来、施設の管理運営を一貫して実施してきた中で蓄えた利用者のニーズなどの知見を踏まえ、市と協議しながら、より豊かな発想力、企画力を発揮されたい。
- 市においては、次期の指定管理者選定にあたって、施設の有効活用のための具体的な方策についての提案を求め、評価の対象とする旨を募集要項に盛り込むことも検討されたい。

郷土博物館及び埋蔵文化財センターの今後のあり方について【意見 46】

- 郷土博物館及び埋蔵文化財センターはともに老朽化や耐震性において課題を有する施設であることから、平成 25 年 11 月に策定された「東大阪市公共施設再編整備計画」において、仮設庁舎として使用した四条の家、東診療所跡をリニューアルし、両施設と新東部地域図書館（旧旭町図書館）及び市史史料室を複合施設として整備した上で移転する予定としている。
- 文化振興協会は、前身の文化財協会の時代から郷土博物館の管理運営を担ってきた。仮に、移転後の施設のあり方の検討にあたって文化振興協会が自らの存在感を発揮できないようであれば、その存在価値は大きく失われるといえよう。
- 市にとって、「東大阪市公共施設再編整備計画」は、公共施設の再編時に民間活力を導入することを前提とした計画である。この点、平成 29 年度の文化財三施設の指定管理者の公募時には民間事業者の応募がなかった。移転後の新施設の運営形態は現時点において確定していないが、指定管理者制度を引き続き導入するのであれば、文化財課において、民間事業者も応募が見込まれる公募条件等を検討する必要がある。
- このように、郷土博物館及び埋蔵文化財センターの移転については、文化振興協会と市に求められる検討の方向性が必ずしも一致するものではないが、文化振興協会の今後の方向性を問う試金石となることは間違いない。
- 移転後の施設を魅力あるものとするため、市及び文化振興協会がそれぞれの立場において、不断の検討を進める必要がある。

監査の結果及び意見

外郭団体の方向性に関する事項

文化振興協会の方向性について【意見 47】

- 今後、平成 31 年度には、美術センターとドリーム 21 の次期指定管理者選定が行われる予定であり、郷土博物館及び埋蔵文化財センターは平成 33(2021)年以降に移転を予定している。
- 文化振興協会としては、日々の指定管理業務を確実に実施することは当然の前提として、今後の指定管理者の選定においては、これまでの施設運営において蓄積した経験から、質的に民間事業者を凌駕する提案を行うとともに、コスト面についても不断の見直しを行い、競争力を強化する必要がある。
- さらに、市の公の施設の指定管理者としての業務だけでなく、市における文化振興の中心的な役割を果たす団体として、多様な事業展開を模索する必要がある。

④ 再開発会社

監査の結果及び意見	
外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項	
再開発会社における中長期経営計画の策定及び市の運営指導について【意見 48】	
<ul style="list-style-type: none"> ○再開発会社は債務超過の状態にあり、市による各種支援策が講じられ、かつ、国から経営健全化方針の策定が求められている団体でもあることから、とりわけ、中長期経営計画を立案し経営の健全化を図る必要性が高い外郭団体といえる。 ○再開発会社において中期経営計画が策定されておらず、市街地整備課においても再開発会社へ中長期経営計画の提出を求めていることから、計画達成状況の評価・検討及び課題の明確化とその対策の推進がなされていない状況にあった。 ○今後、経営健全化方針の内容を踏まえ、市街地整備課は再開発会社に中長期経営計画の策定を指示するとともに、単年度予算の作成及び月次における予算実績比較による達成状況の評価・検証を実施するよう促し、課題を明確化することにより経営の健全化と効率化に向けての取組みを推進する必要がある。 	
委託業務及び指定管理業務の履行状況の確認について【監査の結果 43】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市からの委託業務に係る平成 29 年度の履行確認状況を検証した結果、再開発会社において東大阪市庁舎駐車場管理業務に関する履行確認書類が作成されておらず、管財室による履行確認が適時、適切に行われていない状況が見受けられた。 ○再開発会社の運営全般に関するモニタリングを担う市街地整備課としても、再開発会社が市に提出すべき履行確認書類を適時、適切に作成するよう指導することが望ましい。 	
市街地整備課における再開発会社所有物件の把握について【意見 49】	
<ul style="list-style-type: none"> ○市街地整備課に対して再開発会社が管理している建物に関する所有関係及び共有部分に係る保有面積等について質問したところ、十分に把握されておらず、正確な回答が得られない状況にあった。また、平成 28 年度に再開発会社が所有する区分床を市へ譲渡した後、その登記簿の確認を行っていない状況であった。 ○再開発会社の管理保有物件に関する情報は、市街地整備課が再開発会社に対する運営指導を行うにあたり必須の情報であることから、再開発会社の管理保有物件の状況を適時に把握できる体制の整備が必要である。 	
外郭団体の資産管理及び会計処理に関する事項	
現金管理について【監査の結果 44】	
<ul style="list-style-type: none"> ○総務課が管理する全社の経費支出用の小口現金について、実際の金種表を確認したところ、2ヶ月に1回程度しか照合が実施されていない状況となっていた。また、自転車駐車場の料金還付用の小口現金については、金種表自体が作成されておらず、承認手続きもない状況となっていた。 ○現金は盗難、横領のリスクが高いことから、早急に管理状況を改善する必要がある。 	

監査の結果及び意見	
外郭団体の契約事務に関する事項	
相見積りに関する規定の整備について【監査の結果 45】	
<ul style="list-style-type: none"> ○再開発会社では、外部への業務委託及び物品購入手続きに際しての相見積りの入手の手続きについて規程等において明文化されておらず、入手した相見積りによる比較検討の内容についての文書化もなされていないため、後日、適切に相見積りが行われたのか、確認できない状況となっていた。 ○重要な契約事務については、手続きを明文化するとともに、稟議書又は取締役会議事録等に記載し、意思決定の方法及び責任の所在を明確にする必要がある。 	
外郭団体の組織運営に関する事項	
監査役による会計監査について【意見 50】	
<ul style="list-style-type: none"> ○監査役監査の状況を確認したところ、業務監査実施報告に係る書面は作成されているが、会計監査実施報告に係る書面が保存されていない状況であった。 ○再開発会社は、減資に伴い会計監査人設置会社ではなくなったことから、監査役監査において業務監査に加えて会計監査を実施する必要性が生じている。 ○監査役が会計監査の職責を果たしたことを証明する書面を作成、保存する必要性について検討する必要がある。 	
市 OB の役員就任について【意見 51】	
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年 9 月 1 日現在、外郭団体の常勤役員に就任している市 OB は 9 名いるが、そのうち 3 名が再開発会社に在籍しており、他の外郭団体と比較すると再開発会社は多くの市 OB が役員に在籍している状況にある。 ○再開発会社における市 OB の関与については「人的関与のあり方について」に従って適切に配置し、明確に説明ができるよう留意する必要がある。 ○当面は、中長期経営計画を策定し、これを着実に履行するとともに、「ヴェル・ノール布施」を拠点とした布施駅前の活性化のために市 OB の知見を求めるとしても、将来的には、プロパー職員の役員登用が可能となるよう、再開発会社において、計画的かつ着実に人材を育成する必要がある。 	
外郭団体の行う事業の経済性、有効性、効率性に関する事項	
布施駅北口地下自転車駐車場の稼働向上に向けた検討について【意見 52】	
<ul style="list-style-type: none"> ○布施駅北口地下自転車駐車場を視察した際、近隣の私営駐輪場の影響もあり利用者が少なく、かつ、敷地全体の半分近くが利用されていない状況が確認され、当該施設が有効に利用されていない状況が伺えた。 ○例えば、布施駅北口地下自転車駐車場を撤去自転車の保管場所の一つとして有効利用することで、放置自転車の撤去後、遠隔地にある保管場所まで運搬することなく、効率的に布施駅周辺の放置自転車の撤去回数を増やすことが可能となる。また、その結果、放置自転車の削減及び布施駅北口地下自転車駐車場の利用の促進につながることも考えられる。 	

監査の結果及び意見

外郭団体の方向性に関する事項

経営健全化方針の着実な履行について【意見 53】

- 再開発会社は、平成 29 年度においては 1 億 41 百万円の当期純利益を計上しており、改善の兆しがみえている状況であるが、平成 39 (2027) 年度以降、返済額が多額となり、資金繰りが厳しくなることが見込まれている。加えて、「ヴェル・ノール布施」の建物や布施駅北口地下駐車場など、再開発会社の所有施設は建設から 20 年以上が経過しており、修繕計画の策定とその実行に向けた財源の確保も必要となる。さらに、今後、平成 32(2020) 年には「ヴェル・ノール布施」の核となるテナントとの賃貸借契約の更新が予定されており、賃料の条件等について厳しい交渉も見込まれる。
- 財政運営の安定化に向けた課題を抱える中、直ちに市による財政的な支援を打ち切ることは事実上困難といえるが、過年度の包括外部監査における意見の趣旨も踏まえ、市による支援が必要最小限のものとなるよう、市と再開発会社は十分に連携を図り、経営健全化方針に基づく取組みを着実に実行する必要がある。

⑤ シルバー人材センター

監査の結果及び意見
外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項
<p>補助金に係るガイドライン又は要綱の作成について【意見 54】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○現状では補助金に係るガイドライン又は要綱が作成されていない中、運用により、シルバー人材センターに対する補助金交付に係る事務手続きが行われている状況にある。これでは、補助金のあり方の検討や補助事業の効果検証がなされないまま補助金が交付されることになり、既得権益化されやすい補助金の施策目的や事務事業の評価が適切に行われない可能性がある。 ○シルバー人材センターへの補助金は運営費補助金である。運営費補助を縮小し、事業費補助に転換する地方公共団体がある中で、補助対象経費の範囲の決定に係る意思決定はより厳密な取扱いが必要と考えられる。 ○シルバー人材センターを所管する労働雇用政策室において、他都市の状況を踏まえてガイドライン又は要綱の作成について検討する必要がある。
<p>補助対象経費等に係る根拠資料及び協議時の議事録の整備について【意見 55】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市は、平成 30 年度以降、段階的に補助率の削減を進めるとのことであるが、労働雇用政策室において、当該補助率そのものの適切性を検討した根拠資料が作成されていなかった。 ○労働雇用政策室において、シルバー人材センターに対する補助金に係る補助対象経費や補助率の設定についての根拠資料を所定の決裁手続きを経て、適切に作成、保存し、説明責任を果たす必要がある。 ○平成 29 年度中に労働雇用政策室、行財政改革室及びシルバー人材センターによる協議を 4 回実施したとのことであるが、この協議における市のシルバー人材センターに対する説明や質疑の内容、市とシルバー人材センターとの間の合意事項などを記載した議事録は作成されていなかった。 ○市とシルバー人材センターで協議を行った場合には、必ず議事録の作成を行い、両方で協議内容を共有しておく必要がある。
<p>補助金の履行確認に係る記録について【意見 56】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金の履行確認に係る実績報告書等の審査に関して、審査担当者や各項目の具体的な審査方法について質問したところ、平成 27 年度から 29 年度の 3 年間に限っても、審査の過程を記録した正式な文書はないとのことであった。 ○実績報告に対する審査のためのチェックリストなどを作成し、事業報告書や精算書の各項目に関する具体的な審査方法や審査担当者について文書化することにより、実績報告に対する審査の内容を事後的にも検証することが可能になると考える。
<p>補助金の執行に係る現地調査の活用について【意見 57】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○補助金に係る履行確認に関して、シルバー人材センターへの状況報告の聴取又は現地調査については、これまで実施した実績はないとのことである。 ○労働雇用政策室とシルバー人材センターが密なコミュニケーションを取る機会を積極的に持つ効用もあると考えられることから、定期的な状況報告の聴取又は現地調査の検討を行うことが求められる。

監査の結果及び意見	
	<p>委託契約に係る履行確認の方法について【監査の結果 46】</p> <p>○子どもすこやか部保育室において、シルバー人材センターに対する委託業務の履行確認に関して必要な書類が整備されていないものが見受けられた。</p> <p>○保育室において、シルバー人材センターとも協議して、具体的な作業内容を指示するための指示書や当該業務の日々の実施状況を確認する業務日報を作成した上で確認を行うなど、履行確認に係る業務フローを整備する必要がある。</p>
外郭団体の方向性に関する事項	
	<p>シルバー人材センター運営補助事業に係る評価指標の設定について【意見 58】</p> <p>○シルバー人材センター運営補助事業は、「第 2 次総合計画後期基本計画」の各実施計画において、平成 25 年度以降、事業の達成状況や社会情勢、新規事業等を勘案した結果、施策管理及び事業管理の評価対象とされていない。また、労働雇用政策室は本補助事業に係る施策目的の達成度に係る評価指標を設定しておらず、補助金の範囲や金額の妥当性について、評価を実施していない。</p> <p>○シルバー人材センターの補助事業について他都市でも実施している施策評価や事務事業評価の対象にするとともに、現状では実施していない評価指標を設定して、補助金削減方針の中でもその達成状況により、補助金額を決定する仕組みを検討する必要があると考える。</p>

⑥ ツーリズム振興機構

監査の結果及び意見	
外郭団体に対する市のモニタリングに関する事項	
委託契約の履行確認に係る記録について【意見 59】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ツーリズム振興機構に対する委託契約の履行確認について、具体的な確認方法や確認担当者に関する記録が文書化されておらず、業務完了報告書の各項目の確認方法等について、明確な回答を得ることができなかった。 ○履行確認の実施内容の文書化は内部統制の観点からも、市の説明責任を果たすことからも重要である。今後は、履行確認のチェックリストを作成するなどして、委託契約の履行確認に係る文書化と承認手続きを適切に実施し、事後的にも履行確認の実施内容を検証できるようにする必要がある。 	
外郭団体の契約事務に関する事項	
再委託に係る履行確認について【意見 60】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ツーリズム振興機構は、再委託先の業務について仕様に基づき適切に履行確認することにより業務内容を把握することが求められるが、確認担当者の検収印など確認担当者が検収行為を実施したことを示す証跡が残されていなかった。 ○このような再委託先の履行確認については、ツーリズム振興機構が履行確認のチェックリストなどを作成して、完了届出書、事業報告書、収支決算書の各項目の具体的な確認方法及び確認担当者など、再委託先の履行確認の内容について文書化する。そして、それを市が点検確認することによりツーリズム振興機構への委託契約についての履行確認を実施することが効果的と考える。 	
委託料の執行に係る承認手続きについて【監査の結果 47】	
<ul style="list-style-type: none"> ○平成 29 年度の委託契約の支払い状況を確認したところ、領収書はあるものの支払起案がされていない取引が多数存在し、かつ、すべての取引について会計伝票が起票されていなかった。 ○平成 29 年度はツーリズム振興機構の人員体制が整わなかったことが要因の一つである。このため、市から受領した委託料を充当する経費の執行及び会計処理について、今後、速やかに適切な承認手続きが可能となる人員体制の整備が必要である。 	
外郭団体の組織運営に関する事項	
自立化に向けた組織体制の整備と市の支援方針について【意見 61】	
<ul style="list-style-type: none"> ○ツーリズム振興機構が市の施策目的を達成するために設立された経緯があることから、ツーリズム振興機構が自立するまではある程度の政策的な支援が必要であり、その一環として再委託を容認するのはある程度の期間まではやむを得ないと考える。 ○このような支援は、一般の委託先事業者との公平性に課題があることを認めないため、ツーリズム振興機構はできるだけ早期の自立化に向け、自前で業務が実施できるよう、組織体制を強化する必要がある。 ○市からの支援については、外部から見ても合理的と認められる期間を設定し、その期間内で実施することが求められる。 	

監査の結果及び意見

外郭団体の方向性に関する事項

ツーリズム振興機構の自立に向けた中期計画の策定について【意見 62】

- ツーリズム振興機構の中間支援機能の発揮と自立化を推進するためには、市及びツーリズム振興機構において、それぞれが5年間程度の中期計画及び収支計画を策定し、具体的な行動計画を踏まえた施策の実施状況について、自らの自己点検評価と外部の有識者などが検証する仕組みの整備と運用が必要と考える。
- 市とツーリズム振興機構はそれぞれの役割分担の中で責任の所在を明らかにした上で、中期計画の策定とPDCAサイクルの実行を仕組みとして整備する必要がある。

ツーリズム振興機構の自立に向けた地域の関係者との連携について【意見 63】

- 東大阪市内には、ツーリズム振興機構が設立される前から、東大阪及び周辺地域のモノづくり関連企業と歴史・文化・風土などの地域資源とをマッチングさせた新たな観光交流・集客コンテンツである「モノづくり観光」を推進する一般社団法人大阪モノづくり観光推進協会（以下、「推進協会」という。）がある。また、ツーリズム振興機構へ出えんをしている東大阪商工会議所がある。
- 推進協会は、東大阪ツーリズム推進協議会のメンバーであり、モノづくり観光の対象者として、国内修学旅行者などツーリズム振興機構にはない大人数の受入れに関してノウハウを持っている。よって、ツーリズム振興機構と推進協会は競合するのではなく、連携することにより双方の持ち味を活かした相乗効果が期待できる。
- 東大阪商工会議所は傘下に数千事業所の会員を有しており、会員にメリットが出るような参画を呼び掛けてもらうなどの工夫をすることにより、会員と一体となったまちづくりを進めることが期待できる。
- ツーリズム振興機構は市の観光事業の活性化に向けて推進協会や東大阪商工会議所を含む多様な地域の関係者と連携することにより、効果的な活動を推進することが可能となる。

以上